

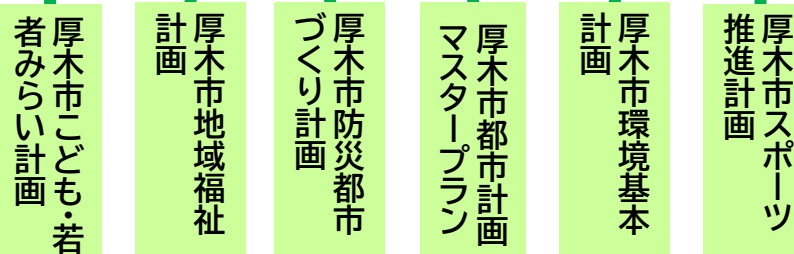
1 厚木市総合計画審議会の概要等について

資料2

(1) 総合計画とは

総合計画とは、本市の将来都市像とその実現に向けたまちづくりの方向性を示し、行財政運営を総合的かつ計画的に進めるための**最上位計画**です。分野ごとの計画や施策は、この計画に基づいて策定し、実施します。

厚木市総合計画



■厚木市自治基本条例（抜粋）

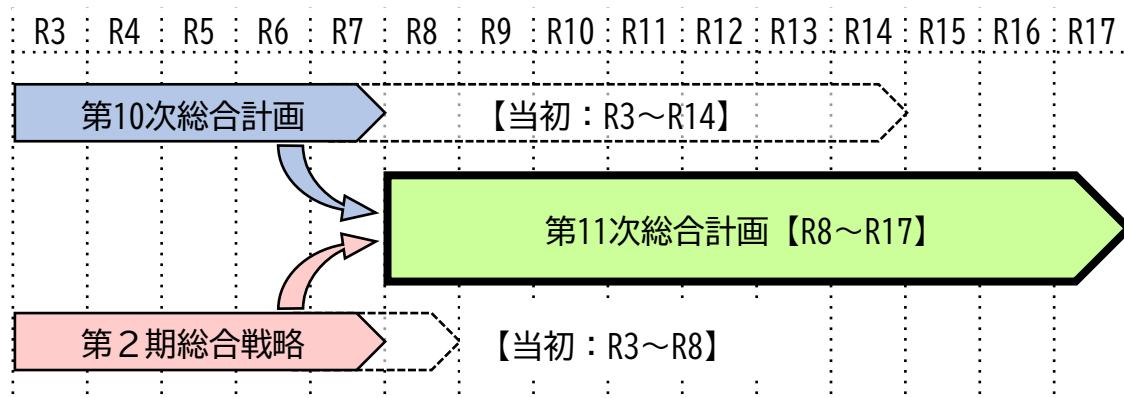
第16条 市長は、この自治基本条例の趣旨にのっとり、**行政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」という。）**を策定するものとする。

2 市長は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を得なければならない。

3 市長等は、総合計画以外の計画を策定するときは、総合計画との整合を図り、及び計画相互の体系化に努めるものとする。

(2) これまでの経緯

本市では昨年度まで、**第10次総合計画**及び**第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略**に基づいて取組を進めていましたが、社会・経済環境の変化や本市におけるまちづくりの新たな局面に対応するため、令和8年度を始期とする**第11次総合計画**を策定するとともに、**総合計画と総合戦略を一体化**しました。



(3) 厚木市総合計画審議会とは

本市の総合計画について、各委員の専門分野をはじめとして、御経験や見地に基づいて幅広く御意見をいただくものです。

厚木市附属機関の設置に関する条例で設置が規定され、厚木市総合計画審議会規則(→資料1)によって審議事項等が規定されています。

※本年度の主な案件

ア **第11次総合計画**の評価方法の検討

イ **第10次総合計画**及び**第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略**の評価

2 第11次総合計画について

(1) 第11次総合計画長期ビジョンについて

「第11次厚木市総合計画」冊子に基づき、御説明します。

項目	冊子ページ
将来都市像	P12～13
計画の構成と期間	P14
施策体系	P24～25
重点プロジェクト (例：戦略1(住みたいまち))	P18～19
政策・施策(例：01子育て)	P28～30

(2) 第11次総合計画アクションプランについて

「第11次厚木市総合計画アクションプラン」冊子に基づき、御説明します。

項目	冊子ページ
事業一覧(例：01子育て)	P69・70
目的・手段の位置付け	P2
事業の見える化	P3
ロジックモデル (例：戦略2テーマ①)	P37～P38

(3) 第11次総合計画の評価方法について

第11次総合計画の策定の考え方である「目的」と「手段」の関係や「ロジックモデル」の考え方に基づき、事業の「有効性」を重視した評価を行い、翌年度の取組改善や予算編成につなげる評価方法を検討します。

※ロジックモデル（戦略2（育てたいまち）重点テーマ①）【抜粋】

